

事業報告書
(自 令和5年 6月 1日 至 令和6年 5月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院
- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県甲賀市水口町暁2番3号
- (3) 設立認可年月日 平成16年8月10日
- (4) 設立登記年月日 平成16年8月25日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	たなか小児科医院	2511401974	滋賀県甲賀市水口町暁2番3号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年 7月23日 令和4年度決算の決定
 理事及び監事の改選(重任)

令和5年 8月17日 理事の辞任に伴う改選
 理事報酬金額の改定

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

所在地 滋賀県甲賀市水口町暁2番3号

※医療法人整理番号

財 産 目 錄
(令和 6年 5月 31日現在)

1. 資 産 領	142,012,960 円
2. 負 債 領	4,302,482 円
3. 純 資 産 領	137,710,478 円

(内 訳)

(単位:円)

区 分	金 額
A 流 動 資 產	76,774,734
B 固 定 資 產	65,238,226
C 資 產 合 計	(A+B) 142,012,960
D 負 債 合 計	4,302,482
E 純 資 產	(C-D) 137,710,478

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県甲賀市水口町曉2番3号

貸 借 対 照 表

(令和 6年 5月 31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	76,774,734	I 流動負債	4,302,482
II 固定資産	65,238,226	II 固定負債	0
1 有形固定資産	5,223,751	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	544,682	負債合計	4,302,482
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	59,469,793 0	純資産の部	
資産合計	142,012,960	科目	金額
		I 出資金	22,956,741
		II 積立金	114,753,737
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	137,710,478
		負債・純資産合計	142,012,960

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

所在地 滋賀県甲賀市水口町暁2番3号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(単位:円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	101,804,845
2 事 業 費 用	86,080,237
本來業務事業利益	15,724,608
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	15,724,608
II 事 業 外 収 益	101,770
III 事 業 外 費 用	96,000
經 常 利 益	15,730,378
IV 特 別 利 益	101,000
V 特 別 損 失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	15,831,378
法 人 稅 等	3,352,600
当 期 純 利 益	12,478,778

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団ゆずりは会 たなか小児科医院

理事長 田 中 直 人 殿

私は、医療法人社団ゆづりは会 たなか小児科医院の令和5会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年 7月20日

医療法人社団ゆづりは会 たなか小児科医院

監事 石川 麻子